新旧※規約の名称を変更
京王ポイントサービス
加盟店規約京王グループ共通ポイントサービス
加盟店規約第1条(目的)第1条(目的)本規約は、京王電鉄株式会社が実施し、株式会社京
エパスポートクラブ(以下「運営会社」という)が委
託に基づき代行する京王ポイントサービス事業(以エパスポートクラブ(以下「運営会社」という)が委
託に基づき代行する京王グループ共通ポイントサー

本規約は、京王電鉄株式会社が実施し、株式会社京 王パスポートクラブ(以下「運営会社」という)が委 託に基づき代行する<mark>京王ポイントサービス</mark>事業(以 下「本事業」という)に参画する者が行うべき手続 /方法等について規定することで、本事業の円滑な 運営を図ることを目的とするものである。

第2条 (カードの名称および種類)

本事業では次の各号に該当するカード(以下<mark>3者</mark>を「京王ポイントカード」という)を取扱うものとする。

- (1)クレジット決済機能付の「京王パスポートカード」(以下「パスポートクレジットカード」という)。
- (2)現金払い専用の「京王パスポート現金専用カード」(以下「パスポート現金カード」という)。
- (3)当社が指定するスマートフォン向けアプリから発行可能な現金払い専用の「京王パスポートデジタルポイントカード」(以下「パスポートデジタルポイントカード」という)。

なお、パスポートデジタルポイントカードを取扱うかどうかは本事業に参画する京王グループの各企業が個々に決定し、運営会社に予め通知するものとする。

第5条(ポイントの付与等)

払い。

- 1. 加盟店は、次の各号に該当するカードと支払方法の組合せの場合、ポイントを付与することができるものとする。
- (1)パスポートクレジットカード提示でのクレジット払い。
- (2)パスポートクレジットカード提示での現金払い。

(3)パスポート現金カード提示での現金払い。

(4)パスポートデジタルポイントカード提示での現金

第2条(カードの名称および種類)

本事業では次の各号に該当するカード(以下<mark>両者</mark>を 「京王ポイントカード」という)を取扱うものとす る。

<mark>ビス</mark>事業(以下「本事業」という)に参画する者が

行うべき手続/方法等について規定することで、本

事業の円滑な運営を図ることを目的とするものであ

- (1)クレジット決済機能付の「京王パスポートカード」(以下「パスポートクレジットカード」という)。
- (2)現金払い専用の「京王パスポート現金専用カード」(以下「パスポート現金カード」という)。

<追加>

る。

第5条(ポイントの付与等)

- 1. 加盟店は、次の各号に該当するカードと支払方法の組合せの場合、ポイントを付与することができるものとする。
- (1)パスポートクレジットカード提示でのクレジット 払い。
- (2)パスポートクレジットカード提示での現金払い。 (3)パスポート現金カード提示での現金払い。

<追加>

なお、「クレジット払い」とはポイントを付与するパスポートクレジットカードでの支払いに限るものとする。また、「現金払い」には PASMO 電子マネーでの支払いを含むものとする。ここに定めた以外の金券類・電子マネー等での支払いでポイントを付与するかどうかは各加盟店が個々に決定し、運営会社に予め通知するものとする。

<以下略>

<以下略>

なお、「クレジット払い」とはポイントを付与するパスポートクレジットカードでの支払いに限るものとする。また、「現金払い」には PASMO 電子マネーでの支払いを含むものとする。ここに定めた以外の金券類・電子マネー等での支払いでポイントを付与するかどうかは各加盟店が個々に決定し、運営会社に予め通知するものとする。

<以下略>

<以下略>